

上下水道

1 水道事業

(1) 沿革

本市の水道事業は、明治45年4月、京都の近代化の礎となる「京都市三大事業」の一つである「第2琵琶湖疏水」の竣工により、幕を開けました。日本最初の急速ろ過式を採用した蹴上浄水場の給水能力は、1日68,100m³、給水範囲は概ね東大路通、千本通、東海道線、今出川通に囲まれた区域でした。

その後、市勢の発展に伴う水需要の増大に対応するため、松ヶ崎浄水場、山ノ内浄水場、新山科浄水場と各配水施設の拡張整備を進めた結果、人口普及率は、平成28年度末現在、99.9%（給水区域内人口比）に達しています。

しかしながら、近年は、節水型社会が定着し、全国的に水需要の減少傾向が続いており、本市においても、水道料金の基となる有収水量は、平成2年度をピークに年々減少しています。その一方で、昭和の高度経済成長期に布設された多くの配水管が、順次標準耐用年数を迎えるなど、水道事業の経営環境は厳しさを増しています。

こうした課題に対応するため、平成19年12月に策定した「京（みやこ）の水ビジョン（2008-2017）」（以下「前経営ビジョン」という。）及びその前後期各5箇年の実施計画である「京都市上下水道事業中期経営プラン」に基づき、配水管更新のスピードアップ、管路・施設の耐震化などを着実に推進しました。

また、山間地域の水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、経営基盤の強化を図ることを目的として、平成29年4月に、地域水道事業及び京北地域水道事業を水道事業に事業統合しました。

平成30年3月には、「目指す将来像」や、その実現のための今後10年間の取組をまとめた「京都市上下水道事業経営ビジョン（2018-2027）京（みやこ）の水ビジョンーあすをつくるー」（以下「新経営ビジョン」という。）を策定するとともに、前期5箇年の実施計画として「京都市上

下水道事業中期経営プラン(2018-2022)」（以下「新中期経営プラン」という。）を策定しました。今後は、これらに基づき、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するために、老朽化した管路や施設の改築更新や耐震化等をより一層推し進めていきます。

(2) 施設規模の適正化

水需要の減少に伴い、浄水場の施設能力に余力が生じ、適正な余裕率を大幅に上回る状況となったことから、水道事業をより効率的に運営するため、平成24年度末に山ノ内浄水場を廃止し、浄水場の施設規模の適正化を図りました。

これに伴い、山ノ内浄水場から給水していた区域に他の浄水場から給水するため、本市給水戸数の約4割を対象とした給水区域の大規模な切替作業を21回に分けて実施し、平成25年6月に全ての作業を完了しました。

その後も水需要に応じて、施設規模の適正化を図り、平成29年度末の施設能力は738,778 m³/日になりました。

(3) 料金制度の改定等

ア 料金制度の改定

水道事業、公共下水道事業の料金制度は、昭和56年以降、大きな変更を行うことなく運用してきましたが、水需要の減少傾向が続く一方で、更新が必要な管路・施設が増加するとともに、東日本大震災の発生を契機に、災害に強い水道、下水道の構築がこれまで以上に求められることとなりました。

こうした状況を踏まえ、平成25年10月に、水道料金・下水道使用料の改定（平均改定率：水道料金9.6%、下水道使用料△3.0%）を実施し、今日の社会状況等に対応した料金体系・料金収納サービスに見直すとともに、持続可能な事業運営を確保するための料金水準を設定しました。

また、世代間の負担の公平を保つ観点から、水道料金に新たに「資産維持費」を導入し、市民・事業者の皆様に、適正に、幅広くご負担いただける制度としました。

イ 料金負担の公平性の維持（水道施設維持負担金制度）

水道水と地下水等を混合して利用する「地下水等利用専用

水道」の使用者と一般の水道使用者との間の公平性を確保することを目的として、地下水等利用専用水道を設置している水道使用者に、水道料金とは別に、水道施設の維持経費を負担していただく「水道施設維持負担金制度」を創設し、平成30年4月から運用を開始しました。

運用開始に先立ち、平成29年10月からは、既に地下水等利用専用水道を設置している事業者等を対象とした届出の受付を開始し、平成30年3月末までに、全ての制度対象者から届出がありました。

今後も、制度の公平な運用の観点から、更なる制度周知の徹底を図るとともに、ホテル等の新規建設等に併せて、新たに地下水等利用専用水道が設置される場合についても、遺漏なく把握ができるよう、引き続き、関係部門間での連携をしっかりと図り、円滑な運用に努めます。

(4) 現況

ア 水道事業業務量の推移

項目	年度 単位	27	28	29
		総人口	人	1,471,737
給水区域人口	人	1,461,676	1,459,488	1,466,673
給水人口	人	1,459,487	1,457,318	1,464,511
使用者数	件	765,286	770,364	779,390
普及率	%	99.2/99.9	99.2/99.9	99.8/99.9
年間給水量	千 m ³	186,454	183,472	183,969
1日最大給水量	m ³	552,170	536,380	534,015
1日平均給水量	m ³	509,438	502,662	504,023
年間有収水量	千 m ³	165,372	165,842	166,380
配水管・補助配水管延長	km	3,907	3,910	4,206
水道料金	千円	29,676,939	29,789,258	29,895,910
有収率	%	88.7	90.4	90.4

注1 普及率は全市人口比／給水区域内人口比

2 水道料金は調定金額であり、消費税及び地方消費税を含む。

3 平成29年度からは旧地域水道・京北地域水道分を含む数値。

イ 施設能力

(平成29年度末)

浄水場名	施設能力 (m ³ /日)	浄水方式
蹴上浄水場	198,000	急速ろ過方式
松ヶ崎浄水場	173,000	
新山科浄水場	362,000	
静原浄水場	273	
水尾浄水場	52	
宕陰浄水場	62	
雲ヶ畑浄水場	75	
鞍馬・貴船浄水場	490	
別所浄水場	81	
百井浄水場	15	
久多浄水場	117	
広河原・花脊浄水場	135	膜ろ過方式
大原第1浄水場	900	
大原第2浄水場	700	急速ろ過方式
小野郷浄水場	83	膜ろ過方式
中川浄水場	95	急速ろ過方式
弓削浄水場	932	膜ろ過方式
山国浄水場	1,254	
小塩浄水場	152	
黒田浄水場	174	
細野浄水場	188	
合計	738,778	

(5) 財政状況

平成29年4月に、地域水道事業・京北地域水道事業を水道事業に事業統合したことにより、水道料金の基となる有収水量が増加し、水道料金収入は、前年度から0.4%増の276億8,140万円となりました（しかし、前年度の有収水量・水道料金収入に地域水道事業・京北地域水道事業分を含めて比較（事業統合後にベースをそろえて比較）した場合、節水型社会の定着の影響により0.4%の減少となりました。）。

水道料金収入に一般会計繰入金，長期前受金戻入益及びその他の収入を加えた総収益は、前年度と比べて3.5%増の330億7,110万円となりました。

一方、費用については、支払利息が減少したものの、事業統合に伴い、人件費、物件費及び減価償却費が増加したことにより、総費用は前年度から5.8%増の279億986万円となりました。

この結果、当年度純損益は、51億6,124万円になりました。

(6) 主な事業（平成30年度）

ア 老朽化した水道管の更新・耐震化

将来にわたり水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道管の更新のスピードアップを図るとともに、地震に強い水道の整備を進めており、中期経営プラン(2013-2017)では、配水管更新率を、これまでの0.5%から、平成29年度には1.2%にまで段階的に引き上げました。

新中期経営プランにおいては、近年、漏水が増加傾向にある口径75mm以下の補助配水管を含めた配水管全体の更新率を段階的に引き上げ、平成32年度以降は1.5%を目指すこととしております。

なお、更新に当たっては、耐久性、耐震性に優れる最新の「高機能ダクタイル鋳鉄管」等を使用します。

イ 鉛製給水管の解消

漏水を防止するとともに、より安全・安心で良質な水道水を供給するため、鉛製給水管の解消を進めてきました。

宅地内の鉛製給水管に関しては、お客さまの自己負担となる宅地内の鉛製給水管の取替工事に係る工事代金の一部を助成する「鉛製給水管取替工事助成金制度」を設けており、平成30年4月に、その交付額の上限を10万円から15万円に増額するとともに、適用範囲を拡大するなどし、利用の促進に努めています。

なお、道路部分の鉛製給水管に関しては、前経営ビジョンにおいて、平成29年度までに道路部分の鉛製給水管を解消することを目標に掲げ、計画的に取替工事を実施してきた結果、概ね解消することができたため、単独取替事業は当初の予定どおり平成29年度をもって終了しております。

ウ 導水施設の耐震化による安定した取水の確保

地震等の災害時においても原水を安定的に取水するため、

平成29年度から新山科浄水場導水トンネルを更新・耐震化する工事に着手しています。

エ 営業所の再編

より効率的な業務執行体制を構築するとともに、水道・公共下水道事業の総合窓口としての地域に根差した市民サービスの充実と地域の防災拠点としての役割の強化を図るため、営業所の再編を平成27年度から進めてきました。

平成30年5月には、北部営業所と左京営業所を統合し、北部営業所を開設したことにより、東部・北部・西部・南部の4営業所体制を構築しました。

オ 水需要の喚起

水需要喚起の取組として、水道水とミネラルウォーターを飲み比べる「京（みやこ）の水・利き水大作戦」や、各家庭でのお風呂の入浴促進を目的とした「京（みやこ）の水・お風呂キャラバン」などの事業を展開する「おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーン」を実施しています。

また、上下水道局が実施するイベントや、区役所等との連携による各種啓発活動などにおいて、花の種や苗ポットを配布し、水道水で花を育て、花いっぱい緑いっぱいの美しい安心・安全なまちづくりの推進に取り組んでいます。

このほかにも、夏の暑さ対策や地球温暖化防止に効果のあるミスト装置の普及促進や、市民や観光客に京都の水道水のクオリティの高さを実感していただく「京（みやこ）の水飲みスポット」（PR看板を取り付けた水飲み場）の設置など、あらゆる機会・媒体を活用し、安全・安心、安価で環境にもやさしい水道水のPRを積極的に行い、水需要の喚起に努めています。

カ 琵琶湖疏水記念館開館30周年リニューアル

疏水の意義を多くの方に伝え、先人の偉業を顕彰するために、琵琶湖疏水竣工100周年を記念して、平成元年8月に開館した琵琶湖疏水記念館について、開館30周年となる平成31年に向け、展示内容の刷新や空間演出の充実を図るなどのリニューアルを行います。

4つのコンセプト（印象的な空間演出、ストーリー性のあ

る動線とゾーニング，分かりやすい展示，フィールドミュージアムの情報発信拠点化）を設定し，今なお京都市民の生活や事業活動を支え続ける琵琶湖疏水の歴史や意義を，より幅広い皆様にお伝えできるよう，お客様目線に立った，快適で分かりやすい空間・展示を目指します。

(7) 水道料金

種別/給水管の呼び径	基本水量	基本料金	従量料金(基本水量を超える分の1m ³ につき)								
			6m ³ ～ 10m ³	11m ³ ～ 20m ³	21m ³ ～ 30m ³	31m ³ ～ 100m ³	101m ³ ～ 200m ³	201m ³ ～ 500m ³	501m ³ ～ 5,000m ³	5,001m ³ ～	
一般用・ 公衆浴場 業用	13・20mm	5m ³ まで	920円	10円	177円	180円	208円	226円	243円	284円	326円
	25mm	10m ³ まで	1,900円	基本水量の範囲内							
	40mm		2,780円								
	50mm	50m ³ まで	18,300円								
	75mm	100m ³ まで	35,910円								
	100mm	250m ³ まで	71,600円								
	150mm	500m ³ まで	134,260円								
	200mm	1,000m ³ まで	281,520円								
共用	8m ³ まで	165円	9m ³ ～30m ³ 24円								

- 注 1 染色整理業用については，101 m³以上の従量料金を減額し，101 m³～500 m³ 204 円，501 m³以上 238 円とする。
- 2 水道料金の額は，上記の表により計算した額に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数は切捨て)とする。
- 3 使用者が口座振替の方法により料金を納入するときは，当該料金から1月当たり20円に100分の108を乗じて得た額を減額する。ただし，使用者の責めに帰すべき事由により，管理者が定める納入期限までに料金が納入されなかったときは，この限りでない。

2 公共下水道事業

(1) 沿革

本市の下水道整備は、昭和5年に失業応急対策事業として始まりました。その後、都市計画事業として引き継がれ、昭和19年頃までに約1,343ha、現在の下水道事業計画区域面積の約8.5%を整備しました。

戦後、産業の発展と都市への人口集中が進み、都市環境の改善を図る必要が生じたことから、国は昭和38年度から順次下水道整備5箇年計画を立て、下水道の整備が本格的に開始されました。また、昭和40年代半ばには公害が社会問題化し、下水道整備による公共用水域の水質保全の必要性が重視されるようになりました。

本市では、戦時中から戦後数年までの中断を除いて、着実に下水道の整備を進めており、昭和36年からは、国の整備計画に合わせて本市の5箇年計画を順次策定し、下水道の整備を推進してきました。

その結果、平安建都1200年となる平成6年度には、市街化区域における下水道整備をおおむね完了し、平成29年度末の全市人口に対する下水道普及率は99.5%となりました。

また、山間地域の下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、経営基盤の強化を図ることを目的として、平成29年4月に、特定環境保全公共下水道事業（以下「特環下水道事業」という。）と公共下水道事業の経営統合を実施しました。

平成30年3月には、水道事業と同様、新経営ビジョン及び新中期経営プランを策定しました。これらに基づき、下水道管路・処理施設の計画的な改築更新や耐震化、雨水幹線の整備等による浸水対策、水環境を保全するための合流式下水道の改善や下水の高度処理施設の整備などを着実に推進しています。

(2) 施設規模の適正化

鳥羽水環境保全センター吉祥院支所（旧吉祥院水環境保全センター）は、京都市最初の下水处理場として、昭和9年に運転を開始しました。近年の流入下水量の減少に伴い、平成25年度に吉祥院処理区を鳥羽処理区に統合し、平成29年度末にB

系施設（40,000 m³/日）を休止することで，施設規模の適正化を図りました。

(3) 現況

ア 公共下水道事業業務量の推移

（平成29年度末）

項目	単位	年度		
		27	28	29
市街化区域面積	h a	14,987	14,980	14,980
整備面積	h a	15,266	15,267	15,272
全市人口※	人	1,471,737	1,469,360	1,466,937
処理区域内人口※	人	1,465,000	1,462,500	1,460,200
人口普及率※	%	99.5	99.5	99.5
水洗化率（接続率）	%	99.1	99.2	99.2
未水洗戸数	件	2,031	1,837	1,689
年間流入下水量	m ³	331,488,710	320,744,200	311,998,330
処理能力	m ³ /日	1,305,000	1,305,000	1,265,000
管きよ整備延長	km	5,467	5,473	5,476
下水道使用料※	千円	23,867,487	23,964,825	23,897,162

注1 下水道使用料は調定金額であり，消費税及び地方消費税を含む。

2 ※は，特定環境保全公共下水道を含む。

3 管きよ整備延長は，側溝延長を含む。

イ 下水処理能力

（平成29年度末）

水環境保全センター等の名称	処理能力（m ³ /日）	うち高度処理能力（m ³ /日）
鳥羽	991,000	527,000
伏見	148,000	148,000
石田	126,000	26,000
京北	1,650	0
合計	1,266,650	701,000

注

1 鳥羽水環境保全センターには，吉祥院支所分を含む。

2 北部地域特定環境保全公共下水道事業の汚水は，鳥羽水環境保全

センターにおいて処理している。

(4) 財政状況

平成29年4月に、特環下水道事業との経営統合を実施したものの、節水型社会の定着により下水道使用料の基となる有収汚水量は減少し、下水道使用料収入は、前年度から0.3%減の221億6,654万円となりました。

なお、前年度の下水道使用料収入に特環下水道事業分を含めて比較（経営統合後にベースをそろえて比較）した場合、0.8%の減少となりました。

下水道使用料収入に一般会計繰入金、長期前受金戻入益及びその他の収入を加えた総収益は前年度と比べて0.5%増の508億4,064万円となりました。

一方、支払利息が減少したものの、特環下水道事業との経営統合に伴い、人件費、物件費及び減価償却費が増加したことにより、総費用は、前年度から1.4%増の463億10万円となりました。

この結果、当年度純損益は45億4,054万円になりました。

(5) 主な事業（平成30年度）

ア 優先度を踏まえた下水道管路や施設の更新・耐震化

快適で衛生的な暮らしを支え、良好な水環境を守る下水道を、将来にわたり安心して使い続けるため、老朽化した下水道管路や施設を計画的に更新し、地震に強い下水道の整備を進めています。

平成30年度は、老朽化した管路や重要な管路の中でも、特に破損リスクが高い旧規格の管路の布設替えや管更生を優先的に進めるとともに、健全度に応じた施設の改築更新・耐震化を行います。

イ 浸水対策の推進

まちとくらしを守るため、浸水被害の最小化を図る「雨に強いまちづくり」を実現に向け、雨水幹線等の整備を進めています。

平成30年度は、引き続き、山科川13-1号雨水幹線及び伏見第3導水きよの整備を着実に進めるとともに、新川6号幹線及び花見小路幹線の供用を開始します。

ウ 雨水流出抑制の推進

雨水の市街地への流出を抑制するため、住宅の屋根に降った雨を雨どいから集水し、タンクなどに貯留する「雨水貯留施設」や、地中に雨水をしみ込ませる「雨水浸透ます」の普及促進を目的として、設置費用等の一部を助成する「雨水貯留施設設置助成金制度」及び「雨水浸透ます設置助成金制度」を設けています。

平成27年度には、両制度ともに助成金を増額し、平成29年度には、「雨水貯留施設設置助成金制度」の対象範囲に設置工事費を含めるなど、制度内容の充実を図っています。

今後とも、制度の更なる周知に努め、市民による設置の拡大を図るとともに、公共施設や民間開発行為においても設置を進めてまいります。

エ 合流式下水道の改善

河川の水環境を保全するため、雨が強く降ると合流式下水道（汚水と雨水を1つの下水管で排水する方式の下水道）から河川に流出する汚水の混じった雨水を削減する対策を進めています。

平成30年度は、引き続き、津知橋幹線及び伏見水環境保全センターにおける高速ろ過施設等の整備を着実に進めます。

オ 創エネルギー対策

低炭素・循環型まちづくりに貢献するため、再生可能エネルギーの活用や下水汚泥の有効利用による資源循環を推進しています。

平成30年度は、下水汚泥の有効利用の促進及び温室効果ガス排出量の削減等を目的として、鳥羽水環境保全センターにおいて固形燃料化施設の整備を着実に進めます。

カ 水洗便所普及対策

下水道処理区域においては、衛生的で快適な暮らしと良好な水環境を守るため、くみ取便所を使用している方に対し、水洗便所に改造するよう指導を行っています。

また、水洗便所への改造工事について、貸付金制度や助成制度を設けています。平成28年9月には、貸付金額の増額及び償還期限の延長など制度を改正し、利用の促進に努めています。

ます。

(6) 下水道使用料

種 別	基本水量	基本使用料	従量使用料（基本水量を超える分の1㎡につき）							
			6㎡～ 10㎡	11㎡～ 20㎡	21㎡～ 30㎡	31㎡～ 100㎡	101㎡～ 200㎡	201㎡～ 500㎡	501㎡～ 5,000㎡	5,001㎡ ～
一 般 用	5㎡まで	650円	10円	113円	116円	162円	183円	201円	213円	218円
公衆浴場業用						15円				
共 用	8㎡まで	83円	9㎡～30㎡ 11円			162円	183円	201円	213円	
特別汚水に係る使用料加算率			3 倍 以 内							

注 1 染色整理業用については、101㎡以上の従量使用料を減額し、101㎡～500㎡143円、501㎡以上180円とする。

2 下水道使用料の額は、上記の表により計算した額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数は切捨て）とする。

3 使用者が口座振替の方法により使用料を納入するときは、当該使用料から1月当たり20円に100分の108を乗じて得た額を減額する。ただし、使用者の責めに帰すべき事由により、管理者が定める納入期限までに使用料が納入されなかったときは、この限りでない。

3 特定環境保全公共下水道事業

京北地域では、平成7年2月に事業許可を受け、弓削、山国及び周山地域を対象とした下水道整備工事を進め、平成16年9月に計画区域内の全ての供用を開始しています。

また、北部地域（大原、静原、鞍馬、高雄の4地域）では、平成13年3月に、大原、静原及び鞍馬の3地区の下水道整備についての市会請願が採択されました。その後、平成19年5月策定の「京都市北部地域等総合下水処理対策」に基づき、上記4地区を特環下水道事業により整備することとし、平成21年度から整備工事を開始しました。平成26年8月までに計画区域内の全ての供用を開始するとともに、同年度末には整備事業を完了しました。

なお、平成29年4月に、公共下水道事業との経営統合を実施しました。

4 今後の水道事業・公共下水道事業

(1) 琵琶湖疏水通船事業及び疏水沿線の魅力創造

市民生活や産業・文化を支えてきた琵琶湖疏水の建設の意義の再認識や、琵琶湖疏水沿線の岡崎・山科・大津地域の更なる活性化に寄与するため、本市の参画する「琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会」では、平成30年3月から琵琶湖疏水通船の本格運航を開始しました。

平成29年度に引き続き、国からの交付金やふるさと納税制度による寄付金等を活用し、関係団体と連携を深めながら、通船事業を核とした疏水沿線の魅力を高め、発信します。

(2) 事業・防災拠点の整備

新経営ビジョンに掲げた取組の一つとして、市内北部エリアを所管する太秦庁舎（平成29年7月開庁）に引き続き、市内南部エリアを所管する事業・防災の拠点（南部拠点）を整備することとしています。

南部拠点には、上下水道局本庁舎も含めた南部エリアの事業所を集約することとしており、その整備に係る基本計画を平成30年度の上半期に策定・公表します。